

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
2021年10月15日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「復職を目指す東海労働組合員に対する会社の一方的な出向」に関する追加申し入れ

病気により復職を目指している東海労働組合員に関して、以下の通り、申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

記

1. 会社は、病気リハビリ中の組合員を10月1日の9時から17時30分までと、10月4日の9時から13時30分までの長時間にわたり、窓のない部屋に軟禁した。その理由を明らかにすること。
2. 組合は、軟禁はパワハラだと認識している。会社の見解を明らかにすること。
3. 10月4日、会社は組合員に対して、「9月15日の体調不良」について時系列等報告書の作成を強要した。その理由を明らかにすること。
4. 組合員は、「9月15日の体調不良」の状況については当日に申告し、10月4日にも管理者に対して口頭で報告している。よって、会社が強要した時系列等報告書の作成は必要ないと考える。よって、本人に通告した「業務指示違反」を撤回すること。
5. 9月15日、本人が体調不良を申告した後、管理者は帰宅を指示した。会社が、本人に病院に付き添い搬送しなかった理由を明らかにすること。
6. 9月15日、組合員は体調不良を訴え、管理者が帰宅を指示したにも関わらず、勤務認証を「否認」とした理由を明らかにすること。
7. 9月15日の組合員の勤務については「休業」とするべきであると考え、会社の見解を明らかにすること。
8. 会社は、社員の転勤及び、出向発令等の発令を実施する場合は、組合員の意向

と同意を尊重し、十分な配慮を行うこと。

9. 10月4日、会社は組合員に対し、10月7日の「日勤」に病院に行つての受診と診断書提出を業務指示した。その理由を明らかにすること。
10. この間、組合員に対して3回にわたり診断書提出を指示し、10月4日に指示した診断書作成の費用のみを会社が負担した。診断書にかかる費用は全て会社が負担すべきであると考えるが、個人負担とした理由を明らかにすること。
11. 木田総務科長から組合員に対して、「病気から職場復帰した社員を日勤指定した場合、渉外室にて作業させることに決めている。」と答えている。その事実を明らかにすること。

以上